

船舶事故等調査報告書

平成25年10月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第33号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年1月10日 23時54分ごろ
発生場所	高知県室戸市室戸岬南南東方沖 室戸岬灯台から真方位162° 19.8海里（M）付近 （概位 北緯32° 56.0′ 東経134° 18.0′）
事故等調査の経過	平成25年3月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 船種船名不詳 B 漁船 <sup>きんりょう</sup> 金漁丸、18トン KO2-6072（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 不明 B 機関長B（船頭）、六級海技士（機関）、一級小型船舶操縦士 甲板員B（インドネシア共和国籍）、乙種甲板部航海当直部員の 認証受有
死傷者等	なし
損傷	A 不明 B 船首部から左舷中央部にかけて亀裂を伴う破損、GPS及び船舶 電話等のアンテナが破損
事故等の経過	B船は、船長B、機関長B及び甲板員Bほか5人が乗り組み、機関 長Bが、甲板員Bを見張りに充てて操船を指揮し、室戸岬南南東方沖 を約7ノットの対地速力で自動操舵によって北進中、レーダー画面で 左舷方約3～4MにA船の映像を認めた。 機関長Bは、甲板員BにA船の動静に気を付けること、及び危険を 感じたらすぐに知らせることを指示し、操舵室後部の寝台で休息して いたところ、衝撃を感じて目が覚め、平成25年1月10日23時5 4分ごろ、室戸岬南南東方沖において、停船して前方を確認したとこ ろ、A船の船尾を認めたが、その後、A船を確認できなくなった。 機関長Bは、徳島県漁業用 <sup>むぎ</sup> 牟岐無線局に事故を連絡したのち、海上 保安部に事故の状況を報告し、B船は、自力航行して高知県東洋町 <sup>かんのうら</sup> 甲浦港に帰港した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約12～13m/s、視界 良 好 海象：海上 白波あり
その他の事項	機関長Bは、B船の操船を指揮し、甲板員Bを含めた乗組員を2時

	<p>間交替で見張りに当たらせ、接近する他船を見掛けた際は、機関長Bが報告を受けて避航していた。</p> <p>甲板員Bは、衝突の約3分前にA船の右舷灯を視認し、その後、衝突の危険を感じて機関長Bに連絡したと口述したが、機関長Bは、連絡を受けた覚えがなかった。</p> <p>A船は、その後、航行していったことから、特定することができなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A 不明、B あり</p> <p>A 不明、B なし</p> <p>A 不明、B なし</p> <p>B船は、室戸岬南南東方沖を自動操舵で北進中、機関長Bが、A船のレーダー映像を認め、甲板員BにA船の動静に気を付けること、及び危険を感じたらすぐに知らせることを指示し、操舵室後部の寝台で休息していたところ、甲板員Bと機関長Bとの連絡が適切に行われず、針路及び速力を保持して航行を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>A船は、特定することができなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、室戸岬南南東方沖において、A船が航行中、B船が北進中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>